

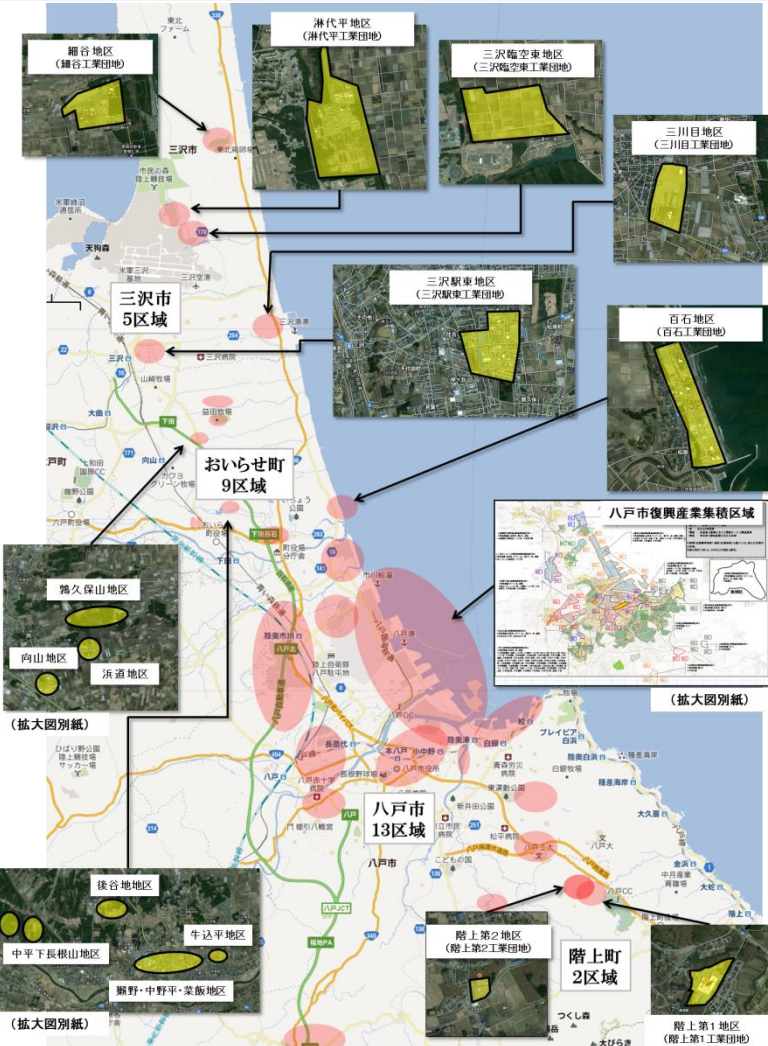
なりわい あおもり生業づくり復興特区(H24.3.2認定)の概要



優遇制度の適用を受けられる区域 (復興産業集積区域)

復興産業集積区域とは、産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域(29区域)です。

※区域は詳細に定められています。詳しくは県、各市町にお問い合わせください。



集積の形成及び活性化をめざす産業と優遇制度対象業種

下記の集積業種に係る事業を営む企業が対象となります。

※集積業種は復興産業集積区域によって異なります。詳しくは県、各市町にお問い合わせください。

■グリーンイノベーション関連産業 (環境リサイクル・環境配慮型素材関連産業)

パルプ・紙・紙加工品製造業、非鉄金属製造業、その他の有機化学工業製品製造業、パーティクルボード製造業、廃プラスチック製品製造業、再生ゴム製造業、ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、鉄鋼業等及び関連業種

(省エネルギー・省力化技術・環境負荷低減型エネルギー関連産業)

発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、電気業、ガス業、熱供給業、情報サービス業等及び関連業種

■ライフイノベーション関連産業 (医療機器部材産業・医療用機械器具関連産業)

計量器・計測器・分析機器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、情報サービス業及び関連業種

(健康食品、化粧品、医薬品及び医療・介護用品関連産業)

食料品製造業、飲料・飼料製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他化粧品調製品製造業等及び関連業種

■エレクトロニクス等先端技術産業 (半導体製造装置、半導体、情報通信機器、電子部品・デバイス等関連産業)

半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業及びその関連業種

(輸送用機械器具関連産業)

自動車部分品・附属品製造業、鉄道車両用部分品製造業、その他航空機部分品・補助装置製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機製造業等及び関連業種

■地域の特色を生かした「あおもり食産業」(食品関連産業)

食料品製造業、飲料・飼料製造業及び関連業種

■情報サービス関連産業

その他の固定電気通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、デザイン業及び関連業種

■地理的特性を生かした商業(小売業) ※おいらせ町のみ

各種商品小売業、その他の小売業及び関連業種

※「関連業種」とは、各産業に関連する製造業や運輸業、卸売業、物品賃貸業、専門・技術サービス業などです。1
詳しくは県、各市町にお問い合わせください。

あおもり生業づくり復興特区における優遇制度



税制上の支援措置

(～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業(「新規立地促進税制」は法人のみ)については、以下の税制上の特例措置が受けられます。

【国税】

特別償却 又は 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
		機械装置	即時償却		50%		機械装置
	建物・構築物	25%			建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

いずれか選択適用

法人税等の特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の10%を税額控除(※2) (※2 税額の20%が限度)

新規立地 促進税制

新規立地新設企業を
5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入
(指定後5年間、所得金額を限度)



再投資等した場合の即時償却
(再投資等準備金残高を限度)

研究開発税制

開発研究用資産について即時償却



開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除(通常8～10%)

【地方税】

事業税

不動産取得税

固定資産税

の課税免除または不均一課税



規制の緩和措置

八戸市、おいらせ町及び階上町が指定する復興産業集積区域において、工場立地に係る緑地面積率等を緩和します。



問い合わせ先

【復興推進計画について】

•青森県生活再建・産業復興局

TEL:017-734-9581

【指定申請、対象区域等について（事業者相談窓口）】

•八戸市 商工政策課

TEL:0178-43-2111 内204,205

•三沢市 企業誘致推進室

TEL:0176-53-5111 内535

•おいらせ町 商工観光課

TEL:0178-56-4703

•階上町 総務課

TEL:0178-88-2112 内211

【復興特区制度について】

•復興庁青森事務所

TEL:0178-27-5251

復興交付金の交付可能額通知(第1回目)について

計画策定 主体	計画の概要	要望額 (H24.1.31計画提出)		交付可能額 (H24.3.2)	
		総事業費 (H23~H27)	要望額 (H23・24)	総事業費 (H23~H27)	交付可能額 (H23・24)
青森県 八戸市	[対象地域] 被災地域4つのエリア (①市川、②河原木、③小中野、④湊・白銀) [事業概要] ○災害公営住宅整備事業 ○道路整備事業(避難道路) ○津波防災まちづくり事業ほか	2,954 (2,465)	1,814 (1,570)	2,055 (1,754)	1,625 (1,411)
三沢市	[対象地域] 被災沿岸部全域 [事業概要] ○津波ハザードマップ策定事業 ○津波避難計画策定事業 ・避難道路・避難タワー、防災拠点等 ・漁港の津波対策(施設の高台移転検討)	30 (22.5)	30 (22.5)	30 (22.5)	30 (22.5)
おいらせ 町	[対象地域] 沿岸部全域 [事業概要] ○復興地域づくり計画調査事業 ・避難道路・避難ビル・防災拠点等 ・ハザードマップ・津波避難計画策定等	30 (22.5)	30 (22.5)	30 (22.5)	30 (22.5)
階上町	[対象地域] 大蛇地区 [事業概要] ○集会所移転事業(高台移転)	146 (109)	146 (109)	146 (109)	146 (109)
合 計		3,160 (2,619)	2,020 (1,724)	2,261 (1,908)	1,831 (1,565)

太字は今回復興庁より交付可能額として通知を受けたもの。
八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の交付可能額は、県において
各市町に聞き取りした結果、及び復興庁記者発表資料による。